

議案第 84 号

つくば市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

つくば市スポーツ推進審議会条例（平成24年つくば市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「10人」を「12人」に改める、同条第 2 項に次の 2 号を加える。

(4) 市議会議員

(5) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

つくば市スポーツ推進審議会委員として、市議会議員を明記するとともに、市民委員を選任するため、この条例案を提出するものである。

つくば市スポーツ推進審議会条例（平成24年つくば市条例第11号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>12人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>（1）—（3）（略）</p> <p><u>（4）市議会議員</u></p> <p><u>（5）市内に在住し、在勤し、又は在学する者</u></p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>（1）—（3）（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>